



2021年11月16日

各 位

愛媛銀行

旧姓による預金口座取引の取扱開始について

当行(頭取 西川 義教)では、女性活躍の社会づくりの一環として、ご希望される方に旧姓による預金口座開設の取扱いを開始いたしますので、下記のとおりお知らせします。

現在、内閣府が関連各省と連携のもと、社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、働きたい女性が不便さを感じ、働く意欲が阻害されないよう、女性活躍の視点に立った制度等の整備を進めており、婚姻等により戸籍上の氏(姓)を変更した場合でも、職場等で旧姓を通称として引き続き使用できるように「通称としての旧姓使用の拡大」に向けた取組みを進めています。

当行は、これに呼応し、すべての人が働きやすい環境の整備に一層取り組んでまいります。

記

1. 取扱開始日

2021年11月22日(月)

2. 対象となるお取引

預金取引のみ

(注1)年金受取口座指定、ひめぎん教育資金贈与専用口座「孫との絆」等のご利用できません。

(注2)投資信託、債券(国債等の公共債)、融資をご利用のお客さまは対象外となります。

3. ご提示いただく本人確認書類

旧姓が併記された以下のいずれかをご提示ください。

- ・マイナンバーカード
- ・運転免許証
- ・住民票

4. 取扱店舗

全店

5. その他

(1)本人確認書類の旧姓併記は、お住まいの市区町村への申請が必要となります。

(2)本件は、男性・女性問わず、すべてのお客さまが取扱い可能です。

以上



変革への挑戦 2nd stage

～地域再起動のプラットフォーム～

【お問い合わせ先】 愛媛銀行 企画広報部 TEL 089(933)1111

愛媛銀行